

新型コロナウイルスワクチン接種について

【4回目接種について】

新型コロナワクチンの4回目接種は**重症化予防**を目的として行われます。町では、高齢者施設入所者、一般高齢者の順で接種する予定です。接種会場や予約方法などに関する詳細については、順次個別に案内するのでお待ちください。



対象者	① 60歳以上の人 ② 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人 その他、重症化リスクが高いと医師が認める人
接種間隔	3回目接種から少なくとも5カ月以上空けます。
接種券	・60歳以上の方は、5カ月経過する頃に自宅に郵送します。 ・18歳以上60歳未満の方には、案内（接種券発行申請書在中）を送付します。案内に従い、該当する人は保健福祉センターまたは富来支所に申請書を提出してください。申請した人には、 <u>5カ月経過する頃に接種券を郵送します</u> 。
接種回数・接種費用	1回・無料 ※1、2、3回目で使用したワクチンの種類に関わらず、追加接種を受けることができます。
使用するワクチン	ファイザー社のワクチン または 武田/モデルナ社のワクチン

【集団接種会場】

会場	接種日	接種時間	使用するワクチン
志賀町文化ホール	7月30日(土)	13:30～16:30	武田/モデルナ社
	7月31日(日)	9:00～16:30	

【個別接種会場】 接種開始は、7月19日(火)からです。

医療機関	接種時間(予定)	予約先	使用するワクチン
岡田医院	月水金(9:30～11:30、14:30～16:30) 火木土(9:30～11:30)	☎ 42-1921 090-2521-3049	ファイザー社 武田/モデルナ社
池野整形外科・耳鼻咽喉科医院	月～金(9:30～11:30、14:00～16:00) 土(9:30～11:30)	コールセンター ☎ 0120-384-028	
加藤病院	月～金(10:00～11:00)		
河崎医院	火水(14:30～16:00)	またはインターネット	
志賀クリニック	月火金(14:00～16:00)		
四蔵医院	水(14:00～15:30) 土(10:00～11:15)		
町立富来病院	月水金(13:30～15:30)		

ワクチン接種までの流れ

① 接種場所を決めて予約する

- ・予約開始について
接種券が届いた日から予約可能
- ※接種会場によって予約先・使用するワクチンが異なります。確認の上、予約してください。
- ※予約には、接種券番号が必要です。同封の予防接種済証を手元に準備してから予約してください。

予約方法

- 電話で予約する
予約電話番号へ電話する
→集団接種
志賀町コールセンター
☎ 0120-384-028
(平日・土曜日 8:30～18:00)
- 個別接種 個別接種会場表のそれぞれの予約先の番号
- パソコン、スマートフォンから予約する
志賀町ホームページから接続します。



※インターネット予約できない場合は、コールセンターへ電話してください。

② ワクチンを接種する

- ・マスクを着用し、肩を出しやすい服装で接種会場に来てください。

当日の持ち物

- 予診票 (事前に記入してください)
- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
- お薬手帳 (持っている人)

※接種前に自宅などで体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、予約したコールセンターや医療機関に連絡してください。

【1～3回目接種について】

4回目接種が開始されても、1～3回目の接種をすることができます。接種を希望する人は、**志賀クリニック (☎32-5307)** に直接予約してください。4回目接種と予約先が異なるので、注意してください。

<接種の予約・相談に関する問い合わせ>

志賀町コールセンター ☎ 0120-384-028

(8:30～18:00 日曜・祝日は除く)

<副反応や医学的な問い合わせ>

**石川県発熱患者等受診・
コロナワクチン副反応相談センター**

☎ 0120-540-004 (9:00～21:00 無休)

☎ 志賀町保健福祉センター ☎ 32-0339



町立富来病院高齢者内科 「もの忘れ外来」

Q&A コーナー

☎ 志賀町立富来病院 ☎ 42-1122



Q 「高齢者内科」は、どんな症状を診るのですか？

A 高齢者内科は、主に65歳以上を対象とし、健康上の問題や介護の必要性などを総合的に判断し、より良い治療につなげていくための診療科です。以下の項目が当てはまる人は受診してください。

- ・元気がないと感じるようになった
- ・外出しなくなった
- ・食欲がなく体重が減ってきた
- ・最近ぼんやりしている
- ・何となく体調がすっきりしない
- ・手足がしびれる・歩行がおかしい
- ・物忘れがひどくなってきた、最近の出来事を覚えられなくなってきた
- ・いつも行く場所で道に迷う



Q 最近、「物忘れ」がひどくなってきたのですが…

A 物忘れは、年齢と共に出現する健忘症と、病気として対処が必要な認知症のはじまりの場合があります。認知症の場合、薬の内服で進行を遅らせることもできるので、早期の診断が望ましいです。なお、受診の際は、患者自身の話以外に、患者の様子を日頃から知っている人の話も聞きたいので、家族もしくは知人と受診してください。

Q 認知症とアルツハイマー病は違うのですか？

A 認知症は、原因に関係なく脳の働きが衰えてきたことで、生活や仕事に支障が出てきたことに対する病気の総称です。原因として一番多いのが、アルツハイマー病であり、約100年前にドイツの医師・アルツハイマー氏の名前をとって名づけられています。アルツハイマー病は、神経細胞の脱落で脳の働きが衰える病気で、最初に物忘れが出現します。他の原因として、脳卒中・頭部外傷後遺症・ビタミン欠乏・正常圧水頭症・パーキンソン病などあり、原因に応じた治療方針が立てられます。認知症といっても、その原因疾患が何かによって、これからの病気の経過や治療法は異なるので注意してください。また、アルツハイマー病の人でも、個人の身体の様子や居住環境、介護方法などによって、その症状や経過は異なります。その人に合った身体の病気の治療と介護も、病気を進行させない重要なポイントです。気軽に相談してください。

Q 「フレイル」とは、どういった意味でしょうか？

A フレイルとは「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」です。なかなか理解しにくい言葉ですが、健常者と要介護の間の状態と言われます。高齢化社会において要介護状態にならないように、高齢者の特性を理解し、適切な医療を実践することが、フレイル対策につながります。

丸山 晃弘 副病院長

介護保険料の納入通知書は7月中旬に郵送します

国民健康保険税の納め方

- 1 納付書により、役場窓口、金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリ（PayPayのみ）で納付
- 2 口座からの引き落としによる納付
- 3 国の定めた要件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。
※ 国民健康保険税額が変わることで、支払い方法が変わる場合があります。

国民健康保険税額の決まり方

- 1 世帯ごとに計算します。
一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めます。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。
- 2 年度（4月～翌年3月）ごとに計算します。
年度途中で国民健康保険に加入したり、やめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算します。
- 3 所得や加入者数などによって計算します。
- 4 所得申告の内容により計算します。
軽減基準額に基づき、減額される制度があります。基準を下回っていても、所得申告がないと軽減されません。所得情報がない人には、6月に税務課から対象者宛てに通知が送られています。必ず申告してください。

年度途中でも、税額が変わることがあります

- 1 新しく国民健康保険に加入した人がいるとき
- 2 国民健康保険をやめた人がいるとき
- 3 所得情報がわかったとき
- 4 所得申告の内容が変更されたとき
- 5 40歳に到達したとき

☎ 税務課 国民健康保険税担当 ☎ 32-9142

【国民健康保険税・介護保険料の納期】

期別	納期限
1期	8月1日(月)
2期	8月31日(水)
3期	9月30日(金)
4期	10月31日(月)
5期	11月30日(水)
6期	12月26日(月)
7期	1月31日(火)
8期	2月28日(火)
9期	3月31日(金)

納付書は
全期分を発送
するので
なくさないよう
お願いします。

※口座振替の人は、納期限内に引き落としします。残高確認を忘れずに。

※7月20日(水)から、スマホなどを使ったクレジットカード・ネットバンキング納付も可能です。（詳しくは32ページを確認してください）

介護保険料の納め方

- 1 年額18万円以上の年金を受給している人は年金から天引きとなります。
- 2 年度の途中で65歳になった人、年度の途中で志賀町に転入した人、年金額が年額18万円未満の人は、役場から送付する納付書または金融機関からの口座振替で個別に納めてください。

介護保険料の決まり方

65歳以上の人の保険料は市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。令和3～5年度の志賀町の介護保険料基準額は、年額72,000円です。この「基準額」をもとに、本人の所得や世帯の住民税の課税状況に応じて9段階に分けられます。

☎ 健康福祉課 介護保険料担当 ☎ 32-9132

新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は、**国保税・後期保険料・介護保険料**が減免となります。減免を受けるには申請が必要です。詳しくは各担当課まで問い合わせてください。

- 1 新型コロナウイルス感染症で、主たる生計維持者が死亡、またはとても重い傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入などが前年に比べて30%以上減少することが見込まれる世帯

全額免除

一部を減額

☎ 税務課 国民健康保険税 ☎ 32-9142 ☎ 住民課 後期高齢者医療保険料 ☎ 32-9121 ☎ 健康福祉課 介護保険料 ☎ 32-9132



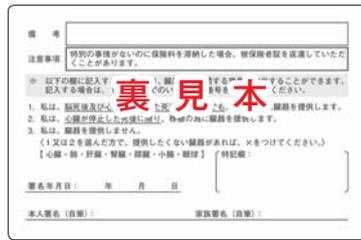
後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ

※65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象です。

新しい保険証(1回目)は7月中旬に送付します

令和4年10月施行の窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は被保険者証を2回郵送します。

1回目交付の保険証(オレンジ)は7月中旬に、簡易書留で郵送します。



- ・使用できるのは8月1日(月)からです。
- ・現在の保険証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日以降は使用できませんので、裁断するなどして廃棄してください。

- ※医療機関での一部負担金の割合は、前年中の所得をもとに決定されます。
- ※新しい保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」があります。その欄に貼るための目隠しシールは、住民課、富来支所で希望者に配布します。

2回目の保険証交付

2回目交付の保険証(緑色)は9月中旬に、簡易書留で郵送します。詳細は9月号で掲載予定です。

保険料額決定通知書などの送付

保険料は、前年中の所得をもとに決定し、7月中旬に、令和4年度の保険料額決定通知書などを郵送します。

保険証の有効期間

◎1回目交付の保険証(オレンジ)

【有効期間】令和4年8月1日(月)～9月30日(金)

◎2回目交付の保険証(緑色)

【有効期間】令和4年10月1日(土)～令和5年7月31日(月)

※有効期間内であっても、世帯構成の変更や所得更正などにより自己負担割合などに変更があった場合は、新しい保険証が交付されます。それまでお持ちの保険証は、住民課または富来支所へ速やかに返還してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

◎世帯全員が住民税非課税の場合

病院などを受診する際の自己負担限度額や食事代などが軽減されます。申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付するので、住民課または富来支所まで申請してください。

現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証(緑色)を送付します。(再度の申請は不要)

◎現役並み所得(負担割合3割)の人は注意!

現役並み所得の人は、課税所得の金額にかかわらず、適用区分がⅢとなってしまいます。課税所得が690万円未満の人(適用区分がⅠ,Ⅱに該当する人)は申請により市町窓口で「限度額適用認定証」を交付します。

現在「限度額適用認定証」をお持ちで、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証(緑色)を送付します。(再度の申請は不要)

保険料の軽減

所得の低い人や、被用者保険の被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。詳しくは、保険証の送付時に同封のリーフレット、または石川県後期高齢者医療広域連合のホームページを確認してください。

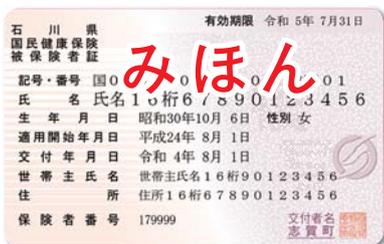
石川県後期高齢者医療広域連合

検索

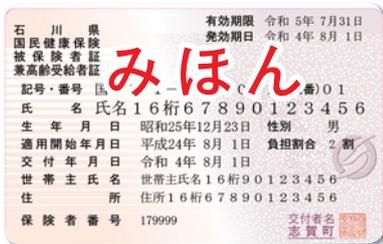
国民健康保険被保険者証が 一斉更新されます。

現在使用中の国民健康保険被保険者証は
7月31日(日)で有効期限が切れます。
8月1日から使う被保険者証は7月中旬
に送付します。

70歳未満の人の新保険証



70歳以上の人の新保険証



※新しい保険証の色は「**えんじ色**」です。

※裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。
臓器提供の意思を表示する人は、内容をよく読んで「署名年月日」「本人署名」「家族署名」欄に記入してください。

被保険者証（保険証）は1人に1枚交付します。
被保険者全員分の保険証を**世帯主宛に簡易書留**で郵送します。記載の氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確認してください。（短期被保険者証・資格証明書は、直接住民課で交付する場合があります）
職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険

脱退の手続きが必要です。職場の健康保険証と国民健康保険被保険者証、本人確認書類を持参し、住民課または富来支所総合窓口で手続きをしてください。
有効期限切れの古い被保険者証は、住民課または富来支所総合窓口まで返却するか、自身で廃棄処分してください。

ジェネリック医薬品希望シール

保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」を郵送します。「ジェネリック医薬品」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れてから発売された「後発医薬品」のことで、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつものです。開発費が安い薬代を安く抑えることができます。被保険者証やお薬手帳などの余白部分にシールを貼って、病院や調剤薬局に提示してください。

※ジェネリック医薬品は、有効成分が同じでもメーカーごとに微妙な違いがあります。医師や薬剤師に相談し、違和感がでたら新薬に戻すことをおすすめします。



☎ 住民課 保険年金担当 ☎ 32-9121

健診・人間ドックを受診した皆さん

スタンプ会のポイント

100ポイント プレゼント!!

(100円分)

町では、健康増進を目的に「健康ポイント事業」を実施しています。国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で、健診や人間ドックを受診した人に、健診会場または郵送で「健康ポイント引換券」をプレゼントしています。志賀スタンプ会、またはとぎスタンプ会の加盟店で、ポイント(100ポイント)と交換してください。

◇ 「志賀スタンプ会」または「とぎスタンプ会」加盟店でポイント交換してください。

※ ポイントを交換するには、スタンプ会カードが必要です。加盟店に問い合わせてください。一部ポイント交換のできない加盟店もあります。

◇ ポイントの交換は**令和5年2月28日(火)**までです。期限内に交換してください。

※ 期限を過ぎると、交換できません。

※ 引換券は再交付しません。紛失に気を付けてください。

1 健診や人間ドックを受診する

2 引換券を受け取る

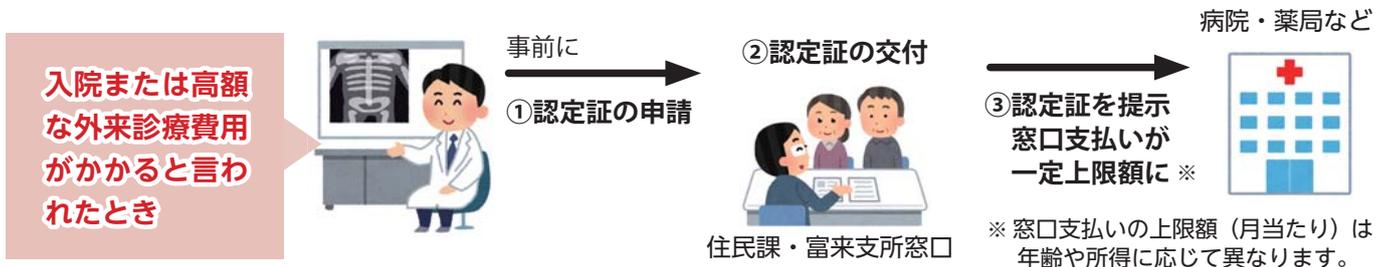
3 スタンプ会加盟店でポイントに交換する

☎ 住民課 保険年金担当 ☎ 32-9121

『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』を持っている人へ

現在の認定証は、**7月31日(日)**で有効期限を迎えます。

引き続き必要な人は、住民課または富来支所で申請をお願いします。



「認定証」を提示すれば、窓口で一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります

申請	入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
申請が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> 70歳未満の人 70歳以上75歳未満で非課税世帯の人 70歳以上75歳未満で負担割合が3割の人 	住民課または富来支所で「認定証」（限度額適用認定証など）の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を提示してください
申請が不要な人	<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上75歳未満で課税世帯で、負担割合が2割の人 	必要ありません	「保険証」を提示してください

● 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。
 (窓口で自己負担額を支払う ⇒ 役場で高額療養費の支給申請をする ⇒ 支払った自己負担額と限度額の差額が、後日支給される)

第2弾

マイナンバーカードで
マイナポイント

最大 **20,000円分**
のポイントがもらえる!

STEP 1 マイナンバーカードの申請・受取
 ◎カード受取まで1カ月ほどかかります

STEP 2 マイナポイント予約・申込
 ① 選んだキャッシュレス決済でお買い物か
 チャージをすると **最大 5,000** ポイント
 5,000ポイントは2万円以上利用した場合です
 (還元率は25%)

☆キャンペーン①は、まだもらっていない人が対象です

※令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した人が対象。
 ※マイナポイントの申込期限は令和5年2月末。

6月30日スタート!

- ② 健康保険証利用申込で →→→ **7,500** ポイント
 対応の病院・薬局でマイナンバーカードが保険証として使えるようになります
- ③ 公金受取口座の登録で →→→ **7,500** ポイント
 緊急時の給付金を迅速に受け取るために、一人一つの口座を事前に登録できる制度です

☆すでに保険証・口座の申し込みをした人も、別途マイナポイントの申請が必要です

☆キャンペーン②・③は直接付与(チャージなど不要)です!

手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用パスワード(4ケタ)
- ・キャッシュレス決済サービスのID/セキュリティコード

